





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第16号)

■ 目 次

	ページ
人事委員会規則	
○群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	2
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	2
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	5
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
○群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	6
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	6
○群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	7
○群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	7
人事委員会細則	
○不利益処分についての審査請求に関する細則の一部を改正する細則	1 0
人事委員会訓令	
○群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	1 0

事 委員会規則

群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則 **の** 部を改正する規則をここに公布す

令和三年三月三十一日

:馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第十一号

号

第一号)の一部を次のように改正する。 i馬県人事委員会事務局の組織に関する規則 ...県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和二十九年群馬県人事委員会規則群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

第二条中「総務・審査係」を「総務審査・DX推進係」に改める

第三条中第二十六号を第二十七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。 第六号から第二十五号までを一号ずつ繰

デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。 則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

職員の初任給、 昇 格、 昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則をここに公

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田

群馬県人事委員会規則第十二号 均

規則第四号)の一部を次のように改正する。 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十二年群馬県人事委員会

を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭定数条例(昭和二十六年群馬県条例第二十八号)第二条に規定する職員の定数、識見二年群馬県条例第七号)第二条に規定する職員の定数、群馬県人事委員会事務局職員 五」を「各任命権者の職員の定数又は定員を考慮して任命権者ごとに人事委員会の十五号)第四条に規定する職員の定員ごとに四を乗じて得た数のそれぞれ百分の める号給数」に改める。 定数又は群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年群馬県条例第二 事務局等職員定数条例(昭和二十四年群馬県条例第十二 和二十八年群馬県条例第三十五号)第五条に規定する職員の定数、群馬県教育委員会 条に規定する職員の定数、群馬県議会事務局の組織及び定数に関する条例(昭和五 第三十条第六項中「群馬県職員定数条例(昭和二十四年群馬県条例第三十号)第二 一号)第二条に規定する職員

別表第一医療職給料表回の項2中 「健康福祉部保健予防課」を 「生活こども部児

> 福祉・青少年課」 に改める。

項の改正規定は、 この規則は、 は、公布の日から施行する。 令和三年四月一日から施行する。 ただし、 別 表第一医療職給料表回の

員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第十三号

第一条 号)の一部を次のように改正する。 (職員の給与の支給に関する規則の一部改正) 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則

第二十二条の四中「三十八キロメートル」を「三十六キロメートル」 に改める

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中 「危機管理監」 を | 危機管理監

ランスフォーメーション推進監 に改め、 別表第三のうち三教育委員会の表教育機

の館長に限る。 _ に、 「室長」を 副所長」 「室長 に改める。

様式第一号中

関等

(学校を除く。

。 の

項中

副所長(図書館の館長に限る。

を

「館長

(図書

	所属長印
	年
\	田
	Ш
	-
	年
	Я
	Ш
に 改 め る	

二、〇一〇円

一、三七〇円

八一〇円

四二〇円

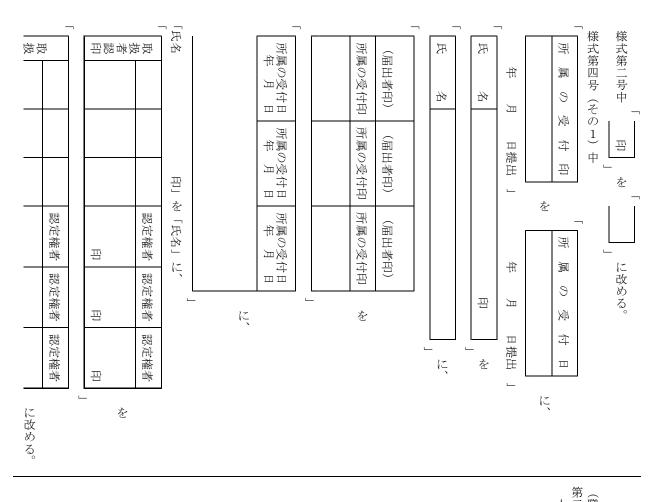
八三〇円

六三〇円 〇四〇円 四五〇円

〇八〇円

三五〇円

五二〇円 九六〇円 三九〇円



〇八〇円

六七〇円

二七〇円

八六〇円

四九〇円

八九〇円 三〇〇円

五四〇円

五二〇円 九三〇円

一、二五〇円

六九〇円

一二〇円

一四〇円

六六〇円	七〇円	附則別表中
	=	¬
五三〇円		

人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

辨

八、三九〇円	七、二〇〇円	六、六一〇円	六、〇二〇円	四、三七〇円	三、七八〇円	五、五九〇円	四、九九〇円	三、六八〇円	三、〇九〇円	二、五〇〇円	四、三一〇円	三、七二〇円	三、110円	二、五三〇円	一、九四〇円	三、七五〇円	三、一六〇円	二、五七〇円	一、九八〇円	一、三八〇円	三、一九〇円	二、六〇〇円
七、〇七〇円	五、九五〇円	五、三八〇円	四、八二〇円	三、二〇〇円	二、六三〇円	四、四七〇円	を三、九一〇円	二、六二〇円	二、〇六〇円	一、五〇〇円	三、三三〇円	二、七七〇円	11、1110円	一、六四〇円	一、〇八〇円	二、九二〇円	二、三五〇円	一、七九〇円	一、二三〇円	六六〇円	二、五〇〇円	一、九四〇円
							に、「一四六円」を「一四一															
二三、一八〇円	二一、五九〇円	二一、〇〇〇円	110、四10円	一九、三八〇円	一八、七八〇円	一八、一九〇円	一七、六〇〇円	一六、五三〇円	一五、九四〇円	一六、二五〇円	一五、六五〇円	一四、四九〇円	一三、九〇〇円	三、三 〇日	一三、六二〇円	一二、三八〇円	一一、七九〇円	一一、一九〇円	一〇、六〇〇円	一〇、一六〇円	九、五七〇円	八、九八〇円
円円	円	1 1	1 4	l	1														l	l	l .	

附に \equiv 四 四 「十二・四」を「十二・七」に改める。 九三〇円 七四〇円 四〇円 八五〇円 二九〇円 七三〇円

職員の任用に関する規則 この規則は、 円 令和三年四月一日から施行する。 の

令 和三年三月三十一日 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

改める。

群馬県人事委員会規則第十四 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 職員の任用に関する規則 (昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号) の 一部 を次

関の項中「副院長」を「副院長 所前橋支所長 (総括) を「吾妻発電事務所湯川支所長(総括) を「次長」に、「吾妻発電事務所湯川支所長(総括) 医長」に改め、 に規定する地域機関及び専門機関をいう。)の項中「歯科医長」を「歯科部長 「生涯学習センター館長 (県立学校及び市町村立学校を除く。)の項中「館長(文書館長及び生涯学習センタ 「歯科医長」を「歯科部長 館長を除く。 別表一知事事務部局の部県庁の項中「危機管理監」を「推進監 副所長 同表企業局の部地域機関の項中「次長 副館長」を「所長(総合教育センター所長を除く。) 総長」を「総長」に、「文書館長 「副院長 院長補佐」に改め、同表教育委員会の部教育機関団地総合事務所前橋支所長」に改め、同表病院局の部専門機 青少年自然の家所長」を「室長 歯科医長」に改め、同部地域機関等 吾妻発電事務所湯川支所長 団地総合事務 ·所長を除く。) 館長」に、特別支援教育センター所長 吾妻発電事務所湯川支所長」 団地総合事務所前橋支所長」 副所長」に改める。 (組織規則第二十条危機管理監」に、 歯科

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する規則の 令和三年三月三十一日 一部を改正する規則をここに公布する。

群 :馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号) の 部

別記様式第一号及び別記様式第三号中 「印」を削る。

別記様式第三号の二中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改める。

別記様式第七号裏面中 极印 を「野捞番」に改める。

別記様式第八号から別記様式第九号の二までの規定中「四」 を削る。

別記様式第十一号裏面中 _ 取扱 프 神 を

心」に改める。

別記様式第十五号表面中「鳰淼嘶淼峨沢浴 平」を一別記様式第十二号の二及び別記様式第十三号中「臼」を削る。別記様式第十二号中「汨 ※ 」にみ

印」を「受給資格者氏名」に

別記様式第二十一号注以外の部分、式第二十号の四中「毋踹碓环兇 別記様式第二十二号、別記様式第二十二号の二 日」を「申請者兄名」に改める。 別記様式第二十号の三表面及び別記 曰」を「申請者氏名」に改め 必」に改める。

る

注以外の部分及び別記様式第二十二号の三表面中「臼」を削る。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

群馬県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

の

を加え、 事務部局の項中「部長(」の下に「デジタルトランスフォーメーション推進監及び」別表議会事務部局の項中「総務係長」を「総務・DX推進係長」に改め、同表知事一部を次のように改正する。 係長」を 「戦略企画課総務・ 「戦略企画課、環境政策課及び産業政策課の総務予算係長 DX推進係長 監理課総務企画

秘書課 秘書第 係長 秘書第一 一係長

を

氏名

프

を 「 ਜ

田

田に

以、「届出年月日・届出者印」

を

三

H

併

田

Ш

に、

一件

田

Ш

프

別記様式第二号中

H

亞

を

氏

める。

氏名

氏名

管理係長 改口業 革セ務 課スプ 秘 書課 福利厚生係長」を「福利厚生係長」に、 秘 システム管理係長 書 第 係長 秘書第一 係 長 「総務企画係長 に、

長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総務・審査係長」を「総務審査・DX推所長」に改め、同表監査委員事務局の項中「企画監査係長」を「総務・DX推進係長」を「総務・決算係長」に改め、同表教育委員会の項中「副館長 副所長」を「副 進係長」に改める。 資金· 決算係

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

|馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十七号 群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。 群馬県職員の住居手当に関する規則 (昭和四十九年群馬県人事委員会規則第三十)

をに、 別記様式第一号中 一件 「届出年月日・届出者印」 Ш 世に、 「氏名 Ħ を 国 \mathbb{H} を 프 「氏名」 旦 を に改める。 氏 無 田 Ш

프

氏名 프 天名 프 を

氏名 に改

この規則は、

令和三年四月一日から施行する。

をここに公布する。 群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 令和三年三月三十一日 群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する

(平成六年群馬県人事

委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 第十九条第一項中「確認したうえ、当事者に記名押印」 を「確認」 に改め、 同項後

段を削る。

この規則は、 公布の日から施行する

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則 令和三年三月三十一日 の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

群馬県人事委員会規則第十九号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六

第十四条第二項中「東毛産業技術センター」の下に 繊維工業試験場」を削る。 「及び繊維工業試験場」を加え、

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布す

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

に第一号として次の一号を加える。

群馬県人事委員会規則第二十号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

第一号)の一部を次のように改正する。 利益処分についての審査請求に関する規則(平成二十四年群馬県人事委員会規則

第四条第一項及び第二項中「署名又は記名押印」を

第五十八条第四項及び第六項中「署名又は記名押印」 第四十二条第三項中「又は記名押印」を削る。 「記名」に改める。 を「記名」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第二十一号 [県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 第六条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、 群馬県職員の退職管理に関する規則

別表教育委員会の項中「文書館長」の下に「、図書館長」を、「ぐんま昆虫の森園 第二十二条中「第六条第十号」を「第六条第十一号」に改める。 第十四条第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。 デジタルトランスフォーメーション推進監

長」の下に「、生涯学習センター館長」を加える。 附 則別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「凸」を削る。

ら別記様式第三号までの改正規定は、 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表及び別記様式第一号 公布の日から施行する。

カコ

する。 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

群馬県人事委員会規則第二十二号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

五号)の一部を次のように改正する。 別表第五中

- T				1	1	1	1			1					1	1					1	1	1
	五	四	111,	三	_			$\stackrel{\checkmark}{\circ}$	Ŏ,	九	九、	八	弋	弋	六、	六、	珏	珏	四	四	四		<u>_</u>
四	八〇	九〇	00	<u> </u>	七二〇円	=	五三〇円	四〇	\circ	七六〇円	七〇	八〇	九〇		0	0	$\frac{}{}$	OEIOE	四〇	0	0	六〇	〇七〇円
四 三 三 二 二 一 〇 〇 九 九 八 八 七 七 六 六 五 四 四 四 四 四 二 二																							
三																							-
	<u></u> 四、	<u> </u>			=		- O	- O	九、	九、		八、	七、	七、	六、	六、	五、	四、	四、	四、	四、		<u>-</u>

同

		1				ı	ı	ı	ı	ı			ı					ı	ı	ı	
	三〇、七八〇円	二八、六九〇円	二八、一〇〇円	二七、五一〇円	二六、九二〇円	二五、二七〇円	二四、六八〇円	二四、〇九〇円	二三、四九〇円	二二、一八〇円	二一、五九〇円	111、000円	二〇、四一〇円	一九、八二〇円	一九、二二〇円	一八、六三〇円	一八、〇四〇円	一七、四五〇円	一六、八六〇円	一六、二七〇円	一五、六八〇円
									を												
	二九、四四〇円	二七、四一〇円	二六、八五〇円	二六、二八〇円	二五、七二〇円	二四、一〇〇円	二三、五三〇円	二二、九七〇円		111、110円	二〇、五六〇円	110、000円	一九、四三〇円	一八、八七〇円	一八、三〇円	一七、七四〇円	一七、一八〇円	一六、六二〇円	一六、〇五〇円	一五、四九〇円	一四、九三〇円
									に、「一四六円」を「一四一円」												
四三〇	四八、二四〇円	四六、六八〇円	四六、〇九〇円	四五、五〇〇円	四四、九一〇円	四三、八八〇円	四三、二八〇円	四二、六九〇円	四二、一〇〇円	四一、〇三〇円	园〇、园园〇田	三九、八五〇円	三九、二五〇円	三八、〇九〇円	三七、五〇〇円	三六、九一〇円	三六、三二〇円	三五、〇八〇円	三四、四九〇円	三三、八九〇円	11111、11100円
	四五、六六〇円	四四、七二〇円	四四、一六〇円	四三、五九〇円	四三、〇三〇円	四二、〇三〇円	四一、四六〇円	四〇、九〇〇円	四〇、三四〇円	三九、二九〇円	三八、七三〇円	三八、一七〇円	三七、六〇〇円	三六、四七〇円	三五、九一〇円	三五、三四〇円	三四、七八〇円	三三、五七〇円	三三、〇〇〇円	三一、四四〇円	三一、八八〇円

七二〇円	六九○円	六六〇円	六三〇円	六一〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	四九〇円	四六〇円	四四〇円	四一〇円	三八〇円	三五〇円	三二〇円	三一〇円	二七〇円	二四〇円	二一〇円	二〇〇円	二〇〇円	一三〇円	別表第六中
六八〇円	六六〇円	六三〇円	六〇〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	五〇〇円	四七〇円	四四〇円	四二〇円	三九〇円	三六〇円	三四〇円	三一〇円	三一〇円	二五〇円	11三0円	1100円	1100円	1100円	一二〇円	一・七」に改める。

一、五二〇円	一、四九〇円	一、四七〇円	一、四四〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	1、1100円	一、一八〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇六〇円	1、0三0円	一、〇〇〇円	九七〇円	九四〇円	九二〇円	八九〇円	八六〇円	八三〇円	八〇〇円	七七〇円	七五〇円
										ŧ	È												
一、四六〇円	一、四三〇円	1′200円	一、三七〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二五〇円	一、二三〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇九〇円	一、〇七〇円	1、010円	九八〇円	九五〇円	九三〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円	七四〇円	t - CF

に改める。

二、三五〇円	二、三三〇円	二、三〇〇円	二、二七〇円	11、1110円	二、一九〇円	二、一七〇円	二、一四〇円	二、〇九〇円	二、〇六〇円	11、0三0円	二、〇〇〇円	一、九五〇円	一、九三〇円	一、九〇〇円	一、八七〇円	一、八一〇円	一、七九〇円	一、七六〇円	一、七三〇円	一、六七〇円	一、六四〇円	一、六一〇円	五九〇円
二、二五〇円	二、二三〇円	二、二〇〇円	二、一七〇円	二、一三〇円	二、一〇〇円	二、〇八〇円	二、〇五〇円	二、〇〇〇円	一、九七〇円	一、九五〇円	一、九二〇円	一、八七〇円	一、八四〇円	一、八二〇円	一、七九〇円	一、七四〇円	一、七一〇円	一、六八〇円	一、六六〇円	一、六〇〇円	一、五七〇円	一、五四〇円	- 三 三 円

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

委員会細則

-利益処分についての審査請求に関する細則の一 令和三年三月三十一日 部を改正する細則をここに公布す

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

る。

群馬県人事委員会細則第三号

不利益処分についての審査請求に関する細則(平成二十四年群馬県人事委員会細 不利益処分についての審査請求に関する細則の一部を改正する細則

則

第一号)の一部を次のように改正する。 様式例一から様式例二十二まで及び様式例二十四から様式例二十七までの規定 「蚂」を削る。

中

この細則は、 公布の日から施行する。

委員会訓令

群馬県人事委員会訓令第二号

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森

均

田

部を次のように改正する。群馬県人事委員会事務局処務規程 (県人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年群馬県人事委員会訓令第一号)群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 の

目次中

第第第第 六五四三 章章章章 服務(第十四条) 文書編さん保存 文書(第四条―第 (第十一条—第十三条)

を

第第 四三 章

服公 務印

第第

-第九条)

第二条第一項及び第二項中第一条中「文書、公印、文+ 文書編さん保存」 「別表第一」を「別表」に改める。 を「公印」に改める。

第四章中第十条を第四条とし、第三章を削る。 同章を第三章とする。

五四条条) に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111